



下地を痛めないで 床材をめくれますか？

めくれたー

石川ブランド認定商品

特 許



粉塵レベル3対応型

床材めくり用加熱機

洗面・脱衣場・トイレのCFシートや塩ビタイルの張り替えで、

下地を痛めた経験はありませんか？

剥離機の騒音で困った事はありませんか？

床材のホコリが飛んで困った事はありませんか？

おなやみ解消いたします！

粉塵を出せばレベル1になります

メクレッターは粉塵が出ないからレベル3です。

弊社はSDGsの基で
内装工事に取り組んでいます。



有限会社 金 装

ホームP



レンタルできます。

ご協力会社募集中

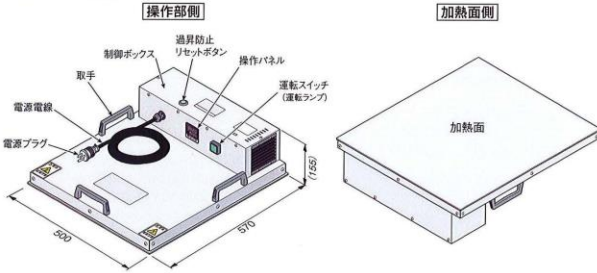
主な仕様

■主な仕様

型番	KHM1401
電源	AC100V (50/60Hz)
定格消費電力	1.4 kW
温度調節範囲	常温～140℃※
温度制御方式	PID制御 (SSR駆動)
重量	約11kg (電源コードを含む)
電源電線	キャブタイケープル 2PNCT 3芯×1m 接地2Pプラグ付
使用環境	0℃～40℃(湿度85%RH以下)
付属品	接地刃付プラグ用変換アダプタ プラグ型漏電遮断器

※使用環境等によっては、設定温度まで上昇しない場合があります。

■各部の名称



■操作パネル



① 運転スイッチ (運転ランプ)	運転を開始/停止します。運転時は点灯 ^{※1} 、停止時は消灯します。運転が始まるとヒーターへの通電を開始し、ヒーターが熱くなります。
② 温度設定キー	⊕: 設定温度を上げます ⊖: 設定温度を下げます ◀▶: 設定温度の桁を移動します
③ 現在温度 (PV) 表示	現在のヒーター温度を表示します
④ 設定温度 (SP) 表示	ヒーターの設定温度を表示します

※1: 運転中、温度制御の影響により、運転スイッチのランプが、少し明るくなったり暗くなったりしますが、異常及び故障ではありません。

使用方法

① 清掃

加熱する場所を清掃します。

⚠️ 注意

床と加熱面の間に異物があると内部のヒーターに傷が付き、故障の原因になります。異物により加熱面が床から浮いた状態では加熱すると、床面への熱伝導が悪くなり、加熱不足並びに過昇防止機能の動作による加熱停止となる可能性があります。

② 移動

本機を加熱したい場所に移動し、本体の電源プラグをプラグ型漏電遮断器に差し込み、プラグ型漏電遮断器をコンセントに接続します。

清掃された床材の上を移動する場合は、加熱面を床材と接触させた状態で、床材の上を滑らせて(引きずって)移動してください。

⚠️ 注意

移動させる際は、必ず取手を持ち金体を持ち上げ、床面上を平行に滑らせて移動してください。片側を持ち上げる移動は、故障の原因になりますので行わないでください。また、床面上を滑らせて移動する場合は、移動先の床面に異物がないこと、および凹凸がないことを確認してください。凹凸がある場合は、必ず持ち上げて移動してください。

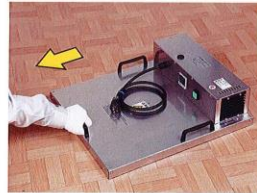


図-1 平らな床面を引きずって移動する

③ 温度設定 (初期設定及び、設定変更時)

温度調節部の温度設定キーの(⊕)(⊖)(◀)(▶)のどれかを押すと、設定温度表示の1桁が点滅表示となります。点滅した状態で希望の設定温度に変更してください。

点滅した状態からキーを押さずに2秒以上経過すると、表示が点滅から点灯に変わり設定値が確定します。



温度設定キー

使用方法 (続き)

④ 運転

「運転スイッチ」を押すと、運転が開始され、運転ランプが点灯します。運転中にもう一度運転スイッチを押すと、通電が停止され、ランプが消灯します。



運転スイッチ (運転ランプ)

⑤ 運転中の移動

移動先には、はがした床材の破片や異物が無いが確認してください。破片や異物がある場合は床面を清掃してから移動してください。

移動後はヒーターの熱が床に響かれるため、一時的に温度が下がりますが、故障ではありません。

⚠️ 注意

運転中や運転直後は加熱面および近傍が高温になります。触れないようにご注意ください。火傷の原因になります。

⑥ 立てかける際

一時的に立てて置くことができます。ただし立てて置く際は必ず運転を停止してください。また、立てて置く際は、制動ボックスを下にして置いてください。(図-2 参照)

⚠️ 注意

通電停止直後は加熱面および装置側面は高温になります。火傷にご注意ください。



図-2 正しい立て方

⑦ 作業の終了

作業終了時は運転停止ボタンを押して運転を停止します。作業場を離れる際は必ずコンセントを抜き、本体や床材などが冷えたことを確認してください。

⚠️ 注意

●アースを必ず接続する

変換アダプターを使用する場合や、コードリール、延長コードを使用する場合、アースを接続してください。守らないと、感電、漏電の原因になります。

●プラグ型漏電遮断器を使用する

床材加熱装置本体にはブレーカーが付いておりません。必ず付属のプラグ型漏電遮断器を接続して使用してください。感電・ショートの原因になります。

●周囲の人に注意する

運転中や運転後は本体が熱くなっておりますので、周囲の人が熱ならないよう注意を促してください。火傷の原因になります。

●段差がある床面の上を引きずらない

床面に段差があるときは、一旦装置を持ち上げてから静かに置いてください。段差の上を引きずると故障の原因になります。

●床材以外 (コンクリート面など) の上を引きずらない

本機を引きずって移動する際は、清掃された床面以外の上では行わないでください。故障の原因になります。

●段差がある場所で使用しない

段差がある場所で使用すると、部分的に高温になる可能性があります。必ず発熱部が全面床に接するように置いて使用してください。火災・故障の原因になります。

●コードリールや延長コードを使用する場合、定格電流15A以上のものを使用する

必ず15A以上のものを使用してください。また、本機使用中にそのコードには他の物を接続しないでください。コンセントの異常発熱や焼損の原因になります。

●使用前に床を清掃する

加熱前に清掃し、木材や金属の破片、ゴミ等を取り除いてから使用してください。感電・火災・故障の原因になります。

●立てて置く際は転倒や接触に注意する

本機を立てて置く際は段差のない安定した場所に立てかけ、周囲に可燃物や熱に弱いものを置かないでください。故障・火災の原因になります。

●電線を引っ張らない

本体の移動や電源を切るために、電源ケーブルを引っ張らないでください。またコンセントから電源プラグを抜く際は、手で持って抜いてください。守らないと故障の原因になります。

●取手以外を持って移動・持ち運びしない

取手以外を持って持ち運びしないでください。故障・火傷の原因になります。

●乱雑に扱わない

本機を投げ捨てたり、蹴飛ばしたりしないでください。特に床面に置く際は取手を持って床面に静かに置き、衝撃を与えないでください。故障の原因になります。

【めくれっただー工法】

粉塵レベル3対応

- 1) 作業にかかる前に室内のホコリ等を粉塵抑制（湿潤化）のための機器：携帯噴霧器等 A g+銀イオン水11P P Mが有効

- 2) 床面に落ちたホコリ等を除去
* 掃除機の排気口から
粉塵が舞いがあるので注意が必要



- 3) めくれっただー®を設置180℃迄温度を上げる

- 4) 温度が上がれば機械を機械の半分位移動して、床材を剥がす（火傷に注意）



- 5) スクレーパー等で接着剤を剥がす（この接着剤に**アスベストが含まれています**）
これを飛散させてはいけません。
接着剤は温められて居る為 飛散は殆ど有りません。
作業員はマスクなしでの作業ができますが、安全器具は必ず付けて下さい。
養生は基本的に必要有りませんが、作業環境に寄っては養生をして下さい

- 6) この作業の連続です

- 7) 粉塵が舞うようでしたら A g+銀イオン水を散布してください。

- 8) レベル3の接着剤は乾燥しないうちにビニール袋などに入れて既定の場所で廃棄処分（専属業者）お願いします。

〇〇県立工業大学 校舎解体工事 床接着剤にアスベストが含まれていたためめくった一工法作業となりました

看板表示



作業前室内



モップ等で清掃と銀イオン水散布

埃の飛散防止



銀イオン水 (Ag⁺)



180°C迄温度を上げる



温度が上がると機械の半分
移動して 床材をはがす



スクレパ[®]-等でケレン作業【温かいうちに】
接着剤を飛散させない



凝固剤の散布



クリーンルーム用掃除機で清掃



凝固剤が乾燥して完成



令和3年4月から建築法の一部が改正になり 従来の内装工事の扱いが レベル3でしたが 平成18年以前の建物（80㎡以上）の解体やリフォームなどはアスベストが存在しないか調査しなければなりません 又 アスベストが確認されたら発注者側の責任で対応となります。令和4年4月～違反すると罰則の対象となります。 弊社の『めくれったー』でレベル3の対応可能かと思われま

9) 接着剤は練り状態なら飛散しませんが、強力研りハンマーで剥がすと粉塵となり接着剤が飛散すると**レベル1**になります。ご注意を

石綿含有産業廃棄物（レベル3）の処理対応について

H29.7 改訂 有限会社アーク

定義	石綿含有産業廃棄物とはわら、珪酸化合物等を原料に、アスベストを補強繊維として混合し成形されたもののうち、アスベスト含有率が0.1重量%を超えるものをいう。			
具体的品目	安定型品目		管理型品目	
	スレート	がれき類、がれき類	～2004年	がれき類
	サイディング	がれき類	～2004年	木毛以外積層板
	石綿セメント板	がれき類	～2004年	石膏ボード
	押出成形セメント板	がれき類	～2004年	左記品目に有機性の紙、木、繊維等が付着しているもの。
	ケイ酸カルシウム板	がれき類	～1998年	
	岩綿吸音板	がれき類	～1987年	
	スラグ石膏板	がれき類、がれき類	～2004年	
Pタイル	廃プラ	～1987年		
アスファルト防水材料系	廃プラ	～2002年		
長尺シート 等	廃プラ	～1990年		
判別	含有なしの場合、必ず証明する書面が必要。 ①設計図書等 ②メーカー証明書 ③ノンアスベスト表示（要確認） ④分析表			
注意	安定型知分のため、上記の品目に有機性の紙、木、繊維が付着したものの、廃物の混入等は受入不可となります。（管理型処分へ）			
集積	通常の保管規程に加え、他の廃棄物と分離し、飛散防止の措置（袋詰め・シート掛け等）を講じる。専用の表示提示板を提示（保管基準）。			
搬出	荷役は袋詰め（フレコン等）のみ。長物等については、シート等で梱包し、必ず番線等で飛散防止すること。			
伝票	マニフェストを交付し、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「石綿含有産業廃棄物」と記載し、他の廃棄物と区分して排出する。			



国の指針は床材を剥がす時は水を散布（放水状態）全て手まくりとなっています。現状では経費の問題で機械式で剥がし 見て見ぬふりをしているのが現状です。今後その様な状態は許されないと考えます。

接着剤を飛散させるとレベル1になる事を忘れないでください。



アスベスト流れ

肺がんなどの健康被害を及ぼす可能性のあるアスベストは、かつて建築素材として国内で大量に使用されてきた素材です。1970年から1990年にかけては30万トンもの量が消費されたと言われていています。しかし徐々にアスベストによる健康被害が叫ばれるようになり、2006年には輸入、製造、使用が全面的に禁止（但し、代替品が確立していない特定分野の部材を除く）されました。国内ではインフラの再整備に向けて、今後は建築物の解体工事が増えると予想され、対策を講じなければアスベストによる健康被害が発生してしまう恐れがあります。そのためアスベストに関する規制は強化されているのです。

【健康被害の深刻化】

30～40年の潜伏期間を経てから発症する可能性が高いのが、アスベストの健康被害の特徴です。アスベストは天然の鉱物で繊維が非常に細かく匂いもないため、気づかないうちに吸入してしまう危険性を多く含んでいます。

結果的にアスベストを吸い込んだという自覚もなく、後年「肺がん」や「アスベスト肺」などの重篤な病を発症してしまう可能性があります。

【環境汚染を起こさないために】

アスベストの含有の有無を知らずに解体や改修工事を行えば、大気のアスベスト粉塵が飛散し、環境汚染を引き起こす危険性が向上します。アスベストによ

る大気汚染は、現場の労働者や周辺の住民の健康や安全を脅かし、環境に負荷を与えたという理由で社会的信頼も損ないます。解体・改修工事を行う場合、施工主はしっかりとした対策を行わなくてはなりません。

【インフラの再整備で解体・改修工事が増える】

建築ラッシュだった高度成長期から年数が経ち、今後は老朽化に伴った建築物の解体や改修工事が増加するでしょう。過去に使用されたアスベストが多く発見され、しかるべき対策を行わなければ人体に多くの悪影響を及ぼす危険性があります

■1975年 特定化学物質等障害予防規則の改正

建築素材にアスベスト含有率が5%を超過した場合は吹付作業が禁止されました。

■1986年 ILO 第72回総会でアスベスト条約が採択

アスベストによる健康被害から労働者の安全を確保するために1986年に採択され、89年に発行された条約です。特に危険性が高い「クロシドライト(青石綿)」やそれを含む製品の使用が禁止されました。

■1989年 大気汚染防止法

人体に健康被害を及ぼす恐れがあるものを規制する「**大気汚染防止法**」が制定されました。アスベストは「特定粉じん」として指定されています。

■1995年 労働安全衛生法施行令改正・特定化学物質等障害予防規則改正

アスベストの種類のうち、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）を使用した製品の製造、輸入等が禁止。加えて吹付作業におけるアスベスト含有率が0.1%を超えるものの使用が禁止となりました。

■2006年 労働安全衛生法施行令改正・廃棄物処理法

アスベストの含有率が0.1%を超える製品は製造、使用、輸入が全面的に禁止。（但し、代替品が確立していない特定分野の部材を除く）さらに解体・改修工事の規制が強化され、アスベストを含有する廃棄物を適正に処分することが定められました。

また、**2023年10月からアスベストの事前調査は、調査資格者でないと実施ができなくなります。**

1.規制対象の拡大

従来規制対象だった吹付アスベストから令和3年4月には、アスベスト含有成形板等（**レベル3建材**）も**規制**の対象となりました。

2.事前調査の報告と信頼の確保

不適切な事前調査防止のためにも、一定規模の解体・改修工事は**原則すべて**、アスベストの事前調査の報告が義務付けられました。

3.罰則の創設・施行

アスベストの飛散や暴露防止を徹底するために、対策を行わなかった者に対して**罰則**が施行されることとなりました。

4.適切な作業を確実に実施

作業の基準を遵守し適切に行うため、元請け業者のみに科せられていた作業基準順守義務が、下請け人にも課せられることになりました。さらに作業が適切だったか、結果を発注者に報告しなくてはなりません。

罰則について

【大気汚染防止法に係る罰則内容】

アスベスト除去の方法について違反が認められた場合は、3月以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられます。また事前調査を報告しなかったり、報告が虚偽だったりした場合は30万円以下の罰金です。

【石綿障害予防規則に係る罰則内容】

違反の場合は6ヵ月以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられます。

参照：環境省「[改正大気汚染防止法について](#)」

大気汚染防止法が改正されました

一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布されました。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等^{※1}への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化します。

規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{※2}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。

罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔壁等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。

事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{※3}」による事前調査の実施を義務付けます。(施行：令和5年10月～)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{※4}が事前調査結果を都道府県等へ報告することを義務付けます。(施行：令和4年4月～)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{※5}することを義務付けます。

作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者^{※6}」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{※7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

- ※1 都道府県、大気汚染防止法の政令市など
※2 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
※3 建築物石綿含有建材調査者又は該施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
※4 元請事業者または自主施工者
※5 解体等工事終了後3年間保存
※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
※7 解体等工事終了後3年間保存

大気汚染防止法の改正の概要

改正概要

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。

<石綿含有建材の種類>

吹付け石綿(レベル1)



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)



その他の石綿含有建材(成形板等)(レベル3)



現 状 ・ 課 題

<課題1>

規制対象となっていない**石綿含有成形板等**(レベル3)の不適切な除去により**石綿が飛散**

【工事の流れ】

事前調査

- ・ 石綿含有建材の使用の有無を調査
- ・ 調査結果を発注者に説明

<課題2>

▼ 不適切な事前調査による石綿含有建材の**見落とし**
(見落とされた現場の都道府県等による把握が困難)

レベル1・2あり

届出

- ・ 作業内容を都道府県等に届出

レベル1・2なし

解体等工事

石綿含有建材の除去等作業

(特定粉じん排出等作業)

- ・ 作業基準の遵守義務
→作業基準適合命令等
→命令違反への罰則

<課題3>

▼ 短期間の工事の場合、**命令を行う前に工事が終わってしまう**

<課題4>

▼ 不適切な作業による石綿含有建材の**取り残し**



隔離措置の様子



吹付け石綿の除去作業の様子

主な改正事項

<規制対象>

全ての石綿含有建材に拡大
(現状の規制対象の除去作業(約2万件)の**5~20倍増**)

- 一定規模以上等の建築物等について **石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告**の義務付け
※ 環境省と厚生労働省が連携し電子システムによるコネクテッド・ワンストップ化。制度開始時より運用。
- **調査方法を法定化**
※ 必要な知識を有する者による書面調査、現地調査等
- **調査に関する記録の作成・保存**の義務付け

※レベル3については、相対的に飛散性が低いこと、除去等作業の件数が膨大となり都道府県等の負担を考慮する必要があることから、届出対象とはせず、作業基準等の規制の対象とする。

- **隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業**を行った場合等の**直接罰の創設**
- **下請負人を作業基準遵守義務**の対象に追加

- **作業結果の発注者への報告**の義務付け
- **作業記録の作成・保存**の義務付け
※ 必要な知識を有する者による作業終了の確認

- **都道府県等による立入検査の対象を拡大**
- 災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への**石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること**等に努める。

※ 改正法の施行期日 (公布日: 令和2年6月5日)

・ 下記以外の規定: 令和3年4月1日

・ 調査結果の報告: 令和4年4月1日

石綿（アスベスト）とは

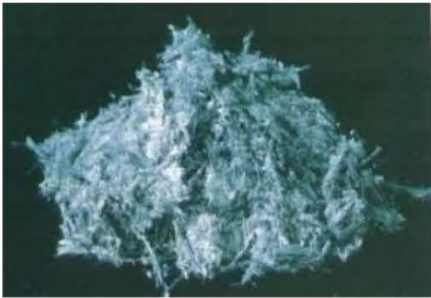
石綿（アスベスト）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

石綿とは、繊維状を呈している蛇紋岩のクリソタイル、角閃石系のアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クロシドライト及びトレモライトをいいます。

「石綿を含有する」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する場合をいいます。

代表的な石綿（アスベスト）

クロシドライト（青石綿） アモサイト（茶石綿） クリソタイル（白石綿）



出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）



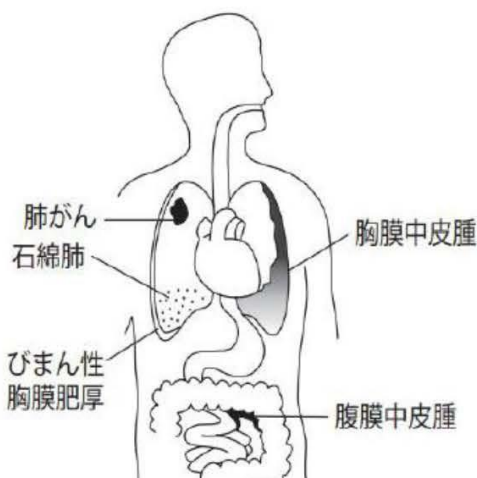
アスベストの物性（特徴）

1. 紡織性
 2. 高抗張性（引張り強度）
 3. 不燃・耐熱性
 4. 耐摩耗性
 5. 耐薬品性
 6. 耐腐食性
 7. 絶縁性
 8. 親和性
 9. 経済性（安価）
- ⇒耐久性を要する建材、製品に幅広く使用



アスベストの使用と規制

- | | |
|----------|---|
| 昭和30年頃 | 建材としての使用が一般化 |
| 昭和50年 | 石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 昭和55年 | 石綿含有吹付けロックウールの使用終了 |
| 昭和62年11月 | 建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外 |
| 平成7年1月 | <阪神・淡路大震災> |
| 4月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 平成16年10月 | 石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止 |
| 平成17年6月 | <石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案> |
| 7月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止 |
| 平成18年9月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止 |
| 平成24年4月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止 |



主な石綿関連疾患と発生部位

出典：（独）環境再生保全機構パンフレット

石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

石綿（アスベスト）の大半は、建築材料に使用されています。

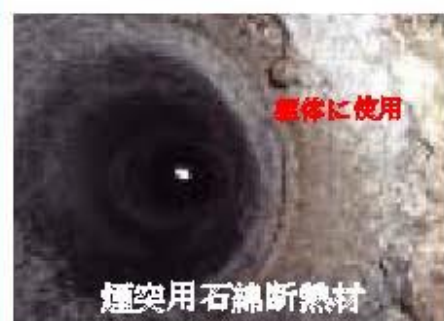
(1) 吹付け石綿

- ✓ 鉄骨(S)造では、柱や梁の鉄骨を熱から保護するため、石綿含有吹付け材が使用されています（使用禁止後、耐火被覆材に移行）。
- ✓ 鉄筋コンクリート(RC)造でも、天井・壁等の耐火・耐熱、吸音、結露防止、居室等の意匠として使用されています。



(2) 石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材

- ✓ 煙突やダクト等の断熱、配管の保温、天井や壁の断熱、結露防止、貫通部の耐火（吹付け石綿の代替）として使用されています。



石綿（アスベスト）が使用されている 建物・部位・建材の種類

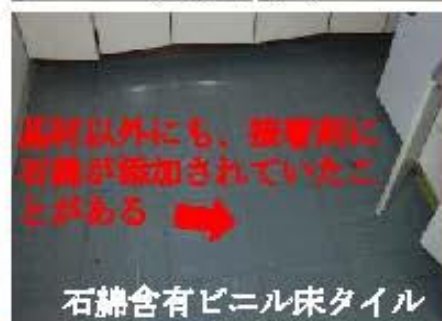
以下は、一般的な住宅にも使用されていることがあります。



(3) 石綿含有成形板等

石綿含有成形板は建物の内外装に非常に多く使用されています。

- ✓ 内装材(壁、天井、床、間仕切り):耐火、吸音、結露防止、防水、意匠
- ✓ 外装材(外壁、軒天、屋根、煙突材):耐火、耐候、防水、意匠

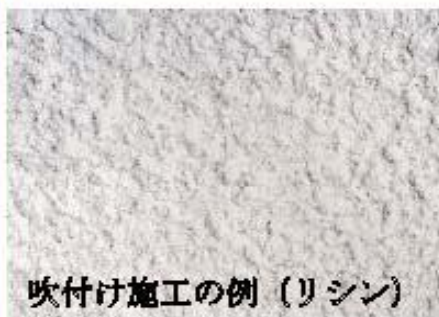


出典:目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

(4) 石綿含有仕上塗材

内外装の仕上に使用されています。

- ✓ 内壁の仕上:意匠
- ✓ 外壁の仕上:意匠、耐候



出典:日本建築仕上材工業会
<http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

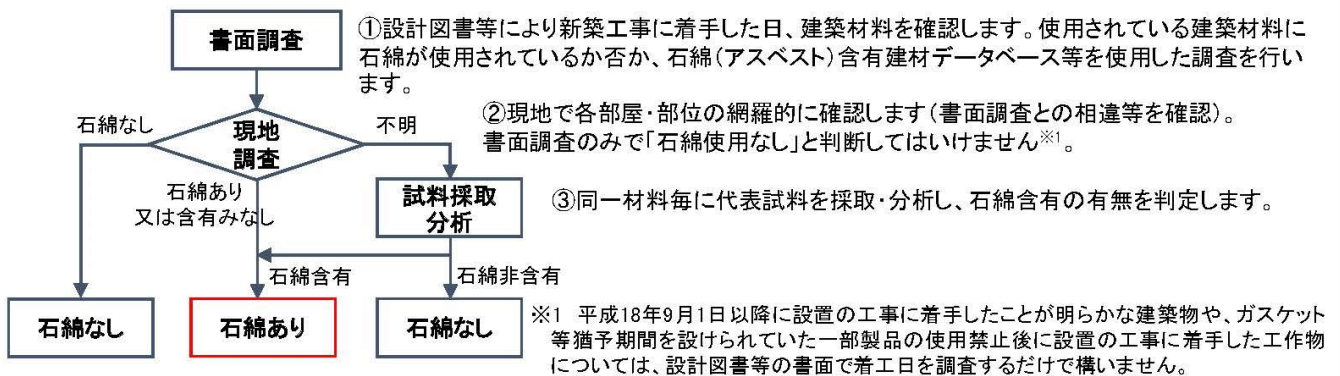
建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ①設計図書その他書面による調査
- ②現地での目視による調査
- ③分析による調査

NEW



(2) 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります※2~5。

【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日~

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

- ①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

NEW



※2 工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。

※3 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※4 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

※5 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。

自主施工者である個人による事前調査について

解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。

ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。



(6)

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

強化

[説明事項]

- ① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(新法第18条の15第1項第1号及び第4号、新規則第16条の7第1号及び第2号)
 - ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)
- ② 特定工事に該当する場合の説明事項(新法第18条の15第1項第2号及び第3号、新規則第16条の7第3号及び第4号)
(★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)
 - ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
 - ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したものです。



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日～

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

NEW

[規模要件]

- ✓ 建築物の解体:対象の床面積の合計が80㎡以上
 - ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修:請負金額の合計が100万円以上
- ※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号)、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

[報告事項]

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

[報告の方法]

新たに整備する電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム

報告は元請業者又は自主施工者が行います。

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

NEW

[記録事項](新法第18条の15第3項及び第4項、新規則第16条の8)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

[現場への備え置き](新法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。

(7)

特定粉じん排出等作業の届出は、発注者 又は自主施工者が行います。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込めまたは囲い込みを行う場合は、作業開始の14日前までに都道府県等への届出が必要です。

※囲い込みは、著しく飛散するおそれのある場合のみ必要

変更なし

[届出事項] (新法第18条の17)

- ✓ 届出対象特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつてはその代表者氏名
- ✓ 当該届出対象特定工事の場所
- ✓ 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由



[届出様式] (新規則第10条の4)

様式第3の5

特定粉じん排出等作業、特定工事、届出対象特定工事

「特定粉じん排出等作業」とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいいます。

「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事のことをいいます。

特定工事のうち、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う場合は、「届出対象特定工事」に該当します。

届出が不要な作業についても作業計画を 作成する必要があります。

NEW

特定粉じん排出等作業を行う際は、届出対象特定工事ではない場合でも作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うことが、新たに作業基準に位置付けられました。

[作業計画に記載する事項] (新法第18条の14、新規則第16条の4第1項)

- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつてはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

概ね発注者への
報告事項となります。